長崎県管工事業協同組合連合会からのお知らせです。

長管協発５第５０号
令和５年９月１２日

組合員　各位

長崎市管工業協同組合
理事長　谷村　正夫
（公　印　省　略）

長崎県建設工事入札参加資格申請及び主観的審査事項(主観点)に係る届出について

標記の件につきまして長崎県土木部より通知が届いておりますので、ご案内致します。別添資料をご確認下さい。よろしくお願いします。

R05-08010-01710
令和５年９月１日

（一社）長崎県管工事協会　会長　様

長崎県土木部監理課長

長崎県建設工事入札参加資格申請及び主観的審査事項（主観点）に係る届出について

令和６年度長崎県建設工事入札参加資格申請の申請方法等について長崎県監理課ホームページに掲載いたしましたので、貴団体の会員企業等（ 長崎県内に本店を置く建設業者 ）への周知にご協力いただきますようお願いいたします。また、長崎県建設工事入札参加資格（土木、建築、電気、管、舗装、とび・土工、鋼構造物、塗装、電気通信及び造園）に係る企業評価の参考とするため、主観的審査項目の届出対象事項（主観点）に該当する方々に対しましても、ご周知願います（届出対象事項に該当しない場合は、提出不要です。）。

申請・届出対象事項等の詳細については、別添「令和６年度長崎県建設工事入札参加申請要領（長崎県知事・大臣許可業者）」及び「主観的審査事項の届出対象事項（主観点）届出の手引き」をご参照ください。

掲載個所：トップページ→土木部→監理課→建設業関係→入札参加資格関係
※「長崎県　入札参加」で検索

問合せ先
〒８５０－８５７０
長崎市尾上町３－１
ＴＥＬ：０９５－８９４－３０１５
ＦＡＸ：０９５－８９４－３４６０
長崎県土木部監理課建設業指導班　鳥越・望月

主観的審査事項の届出対象事項（主観点）

1. はじめに

定　　義　審査対象特定日：令和5年10月31日

審査基準日：経営事項審査の審査基準日（決算日）

※当該年度は令和4年7月1日から令和5年6月30日が対象。

2. 対象事項と注意点

令和６年度から主観点の届出方法が変わりましたのでご注意ください。

申請システム：「長崎県　電子申請システム」

→入札参加資格審査申請と同じシステムです。

システムに関するご質問は画面右の「FAQ」またはお問い合わせコールセンター（TEL：０１２０－４６４－１１９）にお問い合わせください。

申請方法：システムによる申請のみ（郵送不要）

→従来は別システムに入力後、届出様式＋根拠資料を郵送としておりましたが、令和６年度の新システムは資料の添付が可能となっております。

項目	注意点	備考
1．土木施工管理/CPDS	以下に注意してご入力下さい。 〈評価の要件〉 次の(1)～(3)の要件をすべて満たす者が所属する建設業者毎の学習単位(ユニット)の合計数を報告すること(合計数２０ユニット以上が加点の対象) (1)　(一社)全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理/継続学習制度(CPDS)登録者の学習単位(ユニット)であること (2)　審査対象特定日時点で会社に常勤で在籍する土木施工管理技士の資格を有する者の学習単位(ユニット)であること (3)　対象となる学習単位(ユニット)の取得期間は、審査対象特定日直前の1年間であること 〈以下の書類を提出して下さい〉 上記要件を満たす職員の取得学習単位(ユニット)の合計を掲載した、(一社)全国土木施工管理技士会が発行する「学習履歴証明書」	※土木工事業にのみ加点します。
2．建築技術継続能力開発/CPD	以下に注意してご入力下さい。 〈評価の要件〉 次の(1)～(3)の要件をすべて満たす者の所属する建設業者毎の学習単位の合計数を報告すること（合計数２０単位以上が加点の対象） (1)　(公社)日本建築士会連合会または建築CPD運営会議が実施する建築技術継続能力開発(CPD)制度登録者の学習単位であること (2)　審査対象特定日時点で会社に常勤で在籍する建築士または建築施工管理技士等の資格を有する者の学習単位であること (3)　対象となる学習単位の取得期間は、審査対象特定日直前の1年間であること 〈以下の書類を提出して下さい〉 上記要件を満たす職員の取得学習単位の合計を記載したCPDの「取得単位証明書(会社)」	※建築工事業にのみ加点します。

3. 障害者雇用状況	以下に注意してご入力下さい。 〈評価の要件〉 次の(1)または(2)に該当すること (1) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条第7項に規定する事業主(その雇用する労働者の数が常時４３．５人以上である事業主、以下「法定事業主」という。)で、同法第43条第1項の規定により常時雇用する労働者に障害者雇用率(2.3%)を乗じて得た数以上の身体障害者、知的障害者または精神障害者を、**令和４年6月1日**から起算して直前1年間以上、継続して雇用していること (2) その雇用する労働者の数が常時４３．５人未満の事業主(以下「法定外事業主」という。)で、身体障害者、知的障害者または精神障害者を、**令和４年10月31日**から起算して直前1年間以上、継続して雇用していること 〈以下の書類を提出して下さい〉 要件(1)に該当する場合は、次の(1)の書類、要件(2)に該当する場合は、次の(2)①及び②の書類 (1) 法定事業主 障害者雇用状況報告書の写し(毎年6月1日現在) (2) 法定外事業主 ① 労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿または雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保険福祉手帳の写し ※ 上記(2)の①及び②の提出については、使用目的を本人に伝え、その承諾を得ること。	
4. 新規学卒者等雇用	**平成30年11月1日以前に採用された者は対象となりません。** 以下に注意してご入力下さい。 〈評価の要件〉 学校教育法に規定する学校または専修学校を卒業した者、もしくは「職業能力開発促進法」第15条の7第1項第1号から第3号に規定する公共職業能力開発施設を修了した者(在職者訓練、離職者訓練は除く)(以下「新規学卒者等」という。)を、卒業または修了から6カ月以内に採用し、審査対象特定日時点で雇用していること 〈以下の書類を提出して下さい〉 次の(1)及び(2)①②の書類を提出すること (1) 新規学卒者等の卒業(修了)証書または卒業(修了)証明書の写し (2) ① 卒業(修了)後6カ月以内に雇用したことが分る書面の写し ② 審査対象特定日時点で雇用していることが分る書面の写し ※(2)①②の具体例 ○ 社会保険に加入している場合 [健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書]＋[申請直前日までの出勤簿（9,10月or10,11月分）] ○ 雇用保険のみ加入している場合 [雇用保険被保険者資格取得等確認通知書]＋[申請直前日までの出勤簿（9,10月or10,11月分）] ○ 雇用保険に加入できない場合 [加入できない理由を記載した書面]＋[雇用開始の月から申請直前日までの出勤簿（9,10月or10,11月分）]	
5. 次世代育成雇用環境の整備	以下に注意してご入力下さい。 〈評価の要件〉 建設業者が「次世代育成支援対策推進法」第12条第1項に規定する事業主(常時雇用する労働者の数が100人を超えるもの)、または同法第12条第4項に規定する事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)で、第12条第1項に基づき一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出て、当該計画を実行した後、同法第13条に基づく申請により厚生労働大臣から基準に適合する旨の認定を受け、更に2回目の一般事業主行動計画を策定し、厚生	

	労働大臣にその旨を届出て、当該計画を実行する場合に、審査対象特定日においてその2回目の行動計画が実行中である場合に加点の対象とする。 　2回目の行動計画の満了年については、1回目の満了と同様に厚生労働大臣から基準に適合する旨の認定を受け、更に3回目の一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届出て、当該計画を実行する場合に、審査対象特定日においてその3回目の行動計画が実行中である場合に加点の対象とする。4回目以降についても同様の取扱いとする。 〈以下の書類を提出して下さい〉 ○　初めて認定を受けて、行動計画を実行中の場合 　認定前後の行動計画策定届及び認定通知書 ○　2回目以降の認定を受けて、行動計画を実行中の場合 　認定通知書及び認定後の行動計画策定届	
6. 法定外労働災害補償制度(休業補償)	以下に注意してご入力下さい。 〈評価の要件〉 　審査基準日を含む1年間以上の契約であって、経営事項審査における法定外労働災害補償制度加入の有無が「有」であり、かつ、休業補償（下請負人までを対象とし、補償額が3,000円／日以上）に加入していること 〈以下の書類を提出して下さい〉 　上記〈評価の要件〉が確認できる加入証明書または関係書類の写し 　※加入証明書（任意様式可）を原則とします。（県指定様式を参照） 　※関係書類の場合は要件が確認できる個所をマーキングすること。	※加入証明書等の保険期間の誤りが多数見受けられますのでご注意下さい。
7. 第三者賠償責任保険	以下に注意してご入力下さい。 〈評価の要件〉 　次の(1)、(2)及び(3)の要件をすべて満たすこと 　(1)　審査対象特定日を含む、工事中から引渡しまでの期間に係る第三者賠償責任保険(1年間以上の契約であること)に加入していること(または、船主責任保険(PI保険)に加入していること) 　(2)　補償対象が全ての工事(公共工事・民間工事)であること 　(3)　被保険者に保険契約者及び下請負人を含むこと 　※補償限度額５，０００万円以上が対象。（全日本電気工事業工業組合連合会の第三者損害賠償制度は、対物事故のうち、特定財物事故の限度額が５，０００万円以上であること） 〈以下の書類を提出して下さい〉 　上記〈評価の要件〉が確認できる加入証明書または関係書類の写し(船主責任保険(PI保険)においては、船舶所有者と保険申請者が一致していること) 　※加入証明書（任意様式可）を原則とします。（県指定様式を参照） 　※関係書類の場合は要件が確認できる個所をマーキングすること。 〈その他〉 　船主責任保険(PI保険)による加算対象業種は、土木一式工事に限定します。	※加入証明書等の保険期間の誤りが多数見受けられますのでご注意下さい。
8. 消防団協力	以下に注意してご入力下さい 〈評価の要件〉 　審査対象特定日において、市町から「消防団協力事業所」の認定を受けていること	
9. 協力雇用主	以下に注意してご入力下さい 〈評価の要件〉 　次の(1)または(2)に該当すること 　(1)　協力雇用主として法務省長崎保護観察所に登録していること 　(2)　(1)の登録後、「更生保護法」第48条に定める保護観察中の者または同法第85条に定める更生緊急保護中の者（以下、「保護観察者等」という。）を審査対象特定日直前の1年間において、3カ月以上雇用したこと 〈以下の書類を提出して下さい〉 　長崎保護観察所長の確認(押印)を受けた「地域貢献活動評価申請書(協力雇用主確認書)」の写し	

10．暴力団等排除への取組み	以下に注意してご入力下さい 〈評価の要件〉 審査対象特定日直前３年間において、公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を建設業許可上の役員等が受講していること。 〈以下の書類を全て提出して下さい〉 ・受講修了書の写し、又は顛末書（受講修了書の写しを紛失した方） ・役員一覧表（建設業許可申請書　別紙一） ※顛末書には、講習名、受講日、商号・名称、所在地、受講者名及び受講修了書の写しがない理由を記載してください（任意様式可）。	
11．常勤職員数	以下に注意してご入力ください。 〈評価の要件〉 審査基準日において、常勤で勤務している職員数（※事務職員を含む。パート・アルバイトは不可） 〈以下の書類を提出して下さい〉 使用人数（建設業許可　様式第四号）	